



## 第 39 回 三ヶ日東小学校運営協議会

2026. 4. 22 (水) 15:00~16:30

浜松市立三ヶ日東小学校 会議室  
進行: 学校支援CD ( 染葉 )

- 1 校長挨拶
  - 2 新規委員任命書交付
  - 3 三ヶ日東小学校運営協議会委員の自己紹介
  - 4 浜松市学校運営協議会規則確認
  - 5 三ヶ日東小学校運営協議会長の選出及び、副会長の指名
  - 6 会長挨拶
  - 7 議長選出
  - 8 第 38 回会議録、令和 7 年度協議会自己評価の確認
  - 9 熟議 議長： ( 大井 )
    - (1) 学校経営方針、いじめ防止基本方針等及び職員紹介について【校長】
    - (2) 運営協議会の目的及び年間計画、組織等について【会長】
    - (3) 学校サポーターについて【学校支援CD】
    - (4) 夢育やらまいか事業に対する意見について【教頭】
- 10 その他
- (1) 次回議長の選出
  - (2) さくら連絡網の確認
  - (3) 年間予定
    - ・ 第 1 回 (第 39 回) 4 月 2 2 日 (水) 15:00~16:30
    - ・ 第 2 回 (第 40 回) 6 月 1 3 日 (土) 13:00~15:30  
(キラキラダンスコンテスト審査、熟議)
    - ・ 第 3 回 (第 41 回) 1 0 月 1 4 日 (水) 13:30~16:30  
(授業参観・熟議後、職員との話し合い)
    - ・ 第 4 回 (第 42 回) 2 月 1 7 日 (水) 13:30~15:00

令和8年度 三ヶ日東小学校運営協議会 委員名簿

No.	氏	名	ふりがな	備考
1	石原	正仁	いしはら まさひと	
2	大井	宏文	おおい ひろふみ	
3	長坂	恭輔	ながさか きょうすけ	
4	久米	覚	くめ さとし	新規委員
5	森田	加央理	もりた かおり	新規委員
6	若松	一也	わかまつ かずや	C D
7	染葉	直美	そめは なおみ	C D
8	鈴木	康二	すずき こうじ	C D

C Sディレクター

No.	氏	名	ふりがな	備考
1	山田	雅美	やまだ まさみ	

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日  
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第38回 三ヶ日東小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年 2月18日（水）13時30分～15時00分
- 2 開催場所 三ヶ日東小学校 大会議室
- 3 出席委員 石原 正仁、大野 恵美子、楠 道寛、大井 宏文、若松 一也  
染葉 直美、鈴木 康二
- 4 欠席委員 和田 勝美、長坂 恭輔、小寺 亜貴子
- 5 学 校 中村 圭介（校長）、平田 香織（教頭）、高畠 博（教務主任）  
石原 暉（生徒指導）
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 山田 雅美

8 議長の選出

司会（若松委員）から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、前回会議終了後決定した通り、大井委員が、本日の議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。

9 前回会議録の確認

司会の指示により、教頭から、別紙資料に基づき前回会議録について説明があった。

10 協議事項

- （1）令和7年度学校評価の成果と課題から
  - ・学校評価の結果、成果と課題
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況と達成状況
- （2）令和8年度学校運営基本方針
- （3）令和7年度学校運営協議会自己評価
- （4）令和8年度学校運営協議会の目的及び年間計画、組織
- （5）令和7年度夢育やらまいか事業
- （6）その他
  - ・学校運営協議会委員研修会の案内
  - ・はまクルについて

11 会議記録

司会から、委員総数10人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

- （1）令和7年度学校評価の成果と課題から
  - ・学校評価の結果、成果と課題
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況と達成状況

議長の指示により、別紙資料に基づき教務から令和7年度学校評価について、生徒指導より学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況と達成状況について説明があった。委員から以下の発言があった。

◇SNSはみんなやっているのか？（若松委員）

↳LINEやゲームのチャット等(校長)

◇ICT等使用する機会が増えると、便利な反面子供同士の直接的な関わりが減ってしまっている。意見交換する機会を授業で設けてほしい。(染葉委員)

◇教職員のアンケート項目で、「毎日の授業に向けて、教材研究の時間がとれている。」が約半数だが、どこまで時間をとるべきなのか？（鈴木委員）

↳今現在、時間外までやっている職員もいる。教材研究は、ゴールがなく、子供の実態によってもちがい、どこまでやったらいいのなかなか決められない。

それぞれの教員が、自分として十分だと思えるかどうか。それぞれの満足度を高めていくための方針が必要である。(教頭)

◇昔と教科書も変わっていて、先生方の負担にもなっていると思う。自分のキャリアを生かして協力していけたらと思う。(鈴木委員)

◇先生方は物足りなさを感じていながら、教材研究ができていないと感じている。地域の人材を生かしていけたらと思う。(大野委員)

◇SNSについても、自分を守ること、保護者がフィルターをかける等することが大切。(大野委員)

◇いじめ対策について、定期的なアンケートを継続しつつ、アンケートとアンケートの間の期間は、先生方が小さな変化、気づきを共有できる体制を整えてほしい。(大野委員)

◇先生の話、友達の話をしっかり聞くことができる反面、自信をもって自分の意見を言える子が少ない。授業の内容をしっかり聞いているのに、「授業は楽しくよく分かる」が低い。伝え合って理解することが必要だと思う。(石原会長)

◇いじめアンケートは、「組織的な対応ができている」が100%であるのに対して、個人の対応になると、「大体できています」になってしまう。先生方は個人でも自信をもって進めてほしい。(石原会長)

◇今年度から部活がなくなったことにより、先生方の帰宅時間は早くなっているのか？（石原会長）

↳昨年度よりは早くなっている。(校長)

◇スマホはみんな持っているのか？（若松委員）

↳高学年で持ち始める子が多い。(校長)

◇スマホの使い方講座等、なにか対策はしているのか？（若松委員）

↳青少年健全育成センターの方に来て頂き、子供、保護者ともSNS講座を行っている。（石原教諭）

◇携帯はルールとマナーを教えておいたほうがいい。（大井委員）

◇携帯に関しては、6年生は所有率が一気に上がる。町内でもSNSトラブルは小学生でもある。学校、家庭での指導をしていく。（校長）

◇教材研究の時間がとれていないという事だが、先生方は様々なことに気を遣いすぎていると思う。教材研究など、県や市の教育委員会に頼れたらよいのではないか。（大井委員）

## （2）令和8年度学校運営基本方針

議長の指示により、校長から別紙資料に基づき、令和8年度学校運営基本方針について説明があり、意見を求めたところ、委員から以下の発言があった。

◇主体性と言うキーワードが出てきて素晴らしいと思う。子供たちはモデルがいると分かりやすいと思う。そこからオリジナリティーが生まれ、主体性につながると思う。（若松委員）

◇サポーターとして授業に参加している中で、一部の子供の現れがクラスの雰囲気に関わっている部分があると感じた。強い子が前に出てしまうこともあるので、お互いを思いやる心が必要だと思う。同じクラス内でも、他学年の子に対しても必要だと思う。（染葉委員）

◇困難な場面でも挫けず最後までやり遂げる。成功や失敗の経験をさせていく教育が大事だと思う。子供たちがどんどんチャレンジしていける場を設けてほしい。（鈴木委員）

◇主体性という部分で、「話をよく聞く」とあるが、先日の発表会がまさにその場であった。発表する側は分かりやすく、質問する側はしっかりと聞くことができていたと思う。（大野委員）

◇重点の部分が昨年9項目だったのが、6項目になった。減らした項目は他の項目に含めたということか？（石原会長）

↳精選したが、似ている項目に入れてある。（校長）

◇失敗経験をリカバーする力を付けてほしい。小さな成功でも、認められることで子供たちも自己評価が高まる。（石原会長）

◇モデルがいるといいという話が出たが、いいモデルと接する場が縦割り活動だと思う。キラダン、運動会、発表会等是非続けて欲しい。（石原会長）

◇東の子発表会を見て、6年生の発表がすばらしかった。低学年にも見せてあげてほしい。（大井委員）

◇自己肯定感を高めるために、達成できたらシールを渡す等、どの子どもでも達成を認められるものがあるといいと思う。(若松委員)

↳1、2年生はやっている。(教頭)

◇かがやきカードは1年修了するとどうなるのか？(石原会長)

↳各自持ち帰っている。(教務)

◇学期ごとに台紙にはり、1冊の本にして修了式に渡すのもいいと思う。

(石原会長)

協議の結果全員意義なくこれを承認した。

### (3) 令和7年度学校運営協議会自己評価

議長の指示により、会長から別紙資料に基づき、令和7年度学校運営協議会自己評価について説明があり、委員から以下の発言があった。

①学校運営の基本方針について熟議することができたか。

◇学校運営の基本方針については熟議できていると思う。(石原会長)

◇最初の頃より、活発な意見が出るようになったと思う(若松委員)

◇毎回議題に沿った熟議ができたと思う。(鈴木委員)

②承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

◇学校からの要望を受けながら、充実させるためのサポーターを集め、皆さんの協力のもと、目的が達成できていると思う。(染葉委員)

◇多くの方のサポートで子供たちへ目が行き届いていた。(染葉委員)

◇地域とともに輝く学校でありたいという目標を叶えるために、地域の環境や、サポーター、外部の講師の方々、非常に沢山の方に授業に関わっていただいた。それが子供たちの次の学習のモチベーションや、これからの課題や夢に繋がっていくと思う。(大野委員)

◇子供たちの体験活動や教育活動に向けて多くの人材が関わることができた。

(石原会長)

③協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

◇コミスク便りで情報発信はできた。(鈴木委員)

◇コミスク便りは、ホームページ、地域の回覧、さくら連絡網等で発信できた。

(石原会長)

◇PTAの会合等で、学校運営協議会の話題など少しでも出してもらえるといい。

(石原会長)

- ◇コミスク便りでサポーター募集をする際、具体的にどのような人材が必要か載せるといいと思う。(若松委員)
- ◇紙面もしくは、QRコードから申し込む等、気軽にできるといい。(若松委員)
- ◇サポーター登録していなくても、手伝いならできるといような、軽い感じで参加してほしい。(染葉委員)
- ◇サポーターの方が来てくれた授業を動画等で紹介できる環境があるといいと思う。(若松委員)
- ◇ブログで紹介していただく。(染葉委員)
- ◇前に出て授業をするのは難しいが、補助する程度でも、内容が分からないと参加しにくい。(大井委員)
- ◇参加申し込みはQRコードが簡単でいいと思う。(大野委員)

#### ④今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ◇防災士になったので、防災教育をやりたいと思う。(大井委員)
- ◇学校の教育活動、体験活動等がより充実する様に、サポーターや地域の人材の募集、参加を促していく。(石原会長)
- ◇本年度同様、内容を発信していくことは継続して行う。(石原会長)
- ◇QRコードを掲載する等できるとよいのではないか。(鈴木委員)
- ◇在学中の家庭だけでなく、地域の回覧等で見られるといい。(大井委員)
- ◇ブログに動画は載せられるか？(石原会長)
  - ↳容量が重いと不可能である。(校長)
- ◇SNSの指導を行ってくれているということだが、特殊詐欺等犯罪に巻き込まれないための指導も必要ではないか？(楠委員)
- ◇小学校ではスマホの使い方、中学では犯罪を交えての指導等、段階的な成長度合いに合わせた指導で十分だと思う。(若松委員)
- ◇SNSの指導は、学校に一任されているのか？文科省や市教委から指導があるのか？(大野委員)
  - ↳文科省、市教委、携帯会社等から多くの資料があり、本校の実態に合わせた物を、その中から選び行っている。(教頭)
- ◇学校で全てを防ぐことは不可能なので、地域の大人や保護者の協力が必要。  
(若松委員)

協議の結果全員異議なくこれを承認した。

(4) 令和8年度 学校運営協議会の目的及び年間計画、組織

議長の指示により、石原会長から別紙資料に基づき学校運営協議会の目的及び年間計画、組織について説明があり、委員からは特に意見はなかった。

協議の結果全員異議なくこれを承認した。

(5) 令和7年度夢育やらまいか事業

議長の指示により、教頭から別紙資料に基づき令和7年度夢育やらまいか事業について説明、報告があり、委員からは特に意見はなかった。

協議の結果全員異議なくこれを承認した。

■その他連絡事項等

(1) 学校運営協議会委員研修会の案内

司会の指示により、教頭より学校運営協議会委員研修会について説明があった

(2) はまクルについて

司会の指示により、教頭よりはまクルについて説明があった。

(3) 次回議長の選出

司会より次回議長の選出について、議長を長坂委員、司会を染葉委員に推挙する旨の報告があった。

(4) 今後の予定

○教頭より、年間予定について説明があった。

第39回：令和8年 4月22日（水）15時00分～16時30分

三ヶ日東小学校会議室で行われる旨の連絡があった。

(5) 退任委員挨拶

今年度退任される、大野委員、楠委員より挨拶があった。

(様式1)

学校番号 (小・中)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(三ヶ日東小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- ・学校側の要望を聞き学校サポーターや外部講師などを積極的に活用するなど、学校と地域を結ぶ役割を果たしていく。
- ・子供にとっても、外部講師の方を招いての授業は楽しみであると思われる。今後も多様なジャンルの方に教育活動に参加をしていただき、子供たちの興味関心を高めながら、体験活動の充実を図っていく。
- ・学校運営協議会で熟議した内容をPTA、地域に積極的に発信し、様々な人々との協働で子供たちを育てる環境を作っていく。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒  ア よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

- ・学校運営基本方針を受けて、目指す子供像「よりよい自分、よりよい仲間、よりよい学校をつくる子」の具現化のために、具体的方策を意識した熟議ができた。
- ・議題に沿って、活発な話し合いができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒  ア よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

- ・子供たちの体験活動や教育活動の充実のために、たくさんの地域人材が携わることで、グランドデザインにもある「地域と共に輝く学校」の具現化につながった。
- ・学校からの要請を受け、どんな支援ができるか、どんな人材がいるのか話し合うことで、どの子にも目と手が行き届く活動ができた。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒  ア 充分に行った    イ 行った    ウ あまり行わなかった    エ 行わなかった  
(理由)

- ・「コミスク便り」として各回、情報発信を行った。HPに掲載するとともにさくら連絡網で全保護者に送付し、自治会の協力をいただき全戸に回覧することで、学校運営協議会の活動について知っていただくことができた。
- ・さらに、サポート活動について一層の情報発信をして周知に努め、サポーター募集にも活用していくことも検討していきたい。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ①学校の教育活動・体験活動がより充実するようにサポーターや地域の人材と繋いでいく。  
(サポーターの募集の仕方の工夫、今日的な課題の講座の検討 等)
- ②学校のグランドデザイン実現のために学校運営協議会で熟議したことをPTAや地域へ、さらに積極的に情報発信し、連携を深め「地域と共に輝く学校」としていく。

(様式1)

学校番号 (小●中 )

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 ( 三ヶ日東小 ) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

--

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

--

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

--

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った    イ 行った    ウ あまり行わなかった    エ 行わなかった  
(理由)

--

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

--



# 令和8年度 三ヶ日東小学校 2026輝きプラン



## 第4次浜松市教育総合計画

### 基本理念

描く夢や未来の実現 「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」

### 3つのコンセプト

#### 目指すこどもの姿

自分らしさを大切にすることも  
他者と協働し、主体的に行動できることも  
自己調整しながら、粘り強く取り組むことも

#### 目指す教職員の姿

こどもの自分らしさを受け止める教職員  
愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員  
専門性と指導力を磨き続ける教職員

## 三ヶ日中学校区目指す子供像

三ヶ日の未来を担い、  
夢をもって自分らしく輝く子  
**合言葉**

目を見て聞いて伝え合い  
自分から早寝早起き朝ご飯  
あいさつ笑顔やさしい言葉

## 学校教育目標

# 夢をもち、都筑の丘に輝く子

## 目指す子供像

# よりよい自分、よりよい仲間、よりよい学校をつくる子

### 進んで学ぶ子

#### ○話をよく聞く。

- ・聞き方の指導
- ・話の内容の確認及び、振り返りの場の設定

#### ○目的意識をもち、様々な人とかわり、自分の考えを表現する。

- ・地域人材の積極的活用
- ・「主体的で対話的で深い学び」と「はままつの教育」の視点に基づく授業改善
- ・ICT機器の積極的活用

### 思いやる子

#### ○挨拶、返事ができる。

- ・児童会による挨拶運動
- ・気持ちの良い挨拶と返事の励行及び意図的指導

#### ○相手の気持ちを考えた言葉遣いや行動ができる。

- ・道徳教育の充実
- ・かがやきカードの活用
- ・いじめの未然防止、早期対応

### 健やかな子

#### ○けじめのある行動ができる。

- ・生活、学習ルールの共通理解と徹底
- ・教室環境の整備（整理整頓）

#### ○困難な場面でもくじけず、最後までやり遂げる。

- ・児童に寄り添う教育相談
- ・成功・失敗経験での温かな称揚や容認、励まし

## キャリア教育の推進 育てたい力ー自分の未来をひらく **みつかピ**の力

みつめる・みつける

つなげる・つながる

かいけつする

**ビジョン**（生き方）  
をえがく

## 地域と共に輝く学校

### 保護者との連携

- ・教育相談体制の充実
- ・家庭との連携による情報モラル教育
- ・PTA活動

### 地域との連携

- ・学校運営協議会との協働
- ・地域人材活用及び学校支援体（タ）活動
- ・町内各組織との協働

# 浜松市立三ヶ日東小学校

## いじめ防止基本方針概要

### いじめの定義

いじめとは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった**児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。」（いじめ防止対策推進法第2条第1項及び第3項）

### 第2 いじめの防止等のための対策【左下段からの続き】

- いじめの防止等に関する取組
  - 三ヶ日東小年間指導計画
    - いじめの防止等に関する取組が実効的なものになるよう年間指導計画を作成
  - いじめの未然防止
    - 「三ヶ日東小学校教育目標『夢をもち、都筑の丘に輝く子』の具現化を目指し、すべての教育活動を通して、**「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」**に取り組む。
    - 6月「命を大切にす月間」
    - 子供と共に、未然防止のための取組を展開
  - いじめの早期発見
    - 子供とのコミュニケーション、定期的なアンケート調査、個人面談等から、**子供がいじめを訴えやすい環境を整備** ※第一報相談シートの活用
    - 教育委員会と連携、ネットパトロールの活用
  - いじめに対する措置
    - 教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、対応
  - 関係機関との連携
  - 学校における教育相談体制の整備
  - 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
  - いじめが解消している状態
    - いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）、**いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと**
- 地域や家庭の役割
  - 地域の役割
    - 地域の人たちが地域で育つ子供に積極的に関わる。
    - 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。
  - 家庭の役割
    - いじめ防止対策推進法における保護者の責務**  
「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）
    - 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
    - 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
    - 子供との触れ合いや対話を大切にする。
    - 子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、連携して、いじめの早期発見に努める。
    - 携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持つ。
    - 子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

### 第3 重大事態への対処

教育委員会へ報告し、ガイドライン等により適切に対応

### 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- いじめの定義
  - いじめは特定の教職員によらず、**校内いじめ対策委員会を活用して認知**
  - 犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案等については、教育的配慮や被害者への配慮の上、早期に警察と連携した対応を実施
  - 個々の行為がいじめに当たるかは「**いじめを受けた子供の立場**」に立つことが必要
- いじめの理解
  - いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気~~が~~生まれるようにすることが必要**
- いじめの防止等に関する基本的考え方
  - いじめの未然防止
    - 学校は、全ての子供に「**いじめは決して許されない**」こと~~の~~理解を促し、**心の通う人間関係の素地を養う**
  - いじめの早期発見
    - 子供がSOSを発信できるようにすること、教職員がSOSに気付けるようにすることが必要
    - いじめを隠したり軽視したりしないよう、積極的にいじめを認知**
  - いじめへの対処
    - いじめへの対処についての体制を整備
  - 地域や家庭との連携**
    - P T A、地域、学校が協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設定
    - 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用

### 第2 いじめの防止等のための対策

- いじめの防止等のための組織
  - 校内いじめ対策委員会組織と役割

浜松市立三ヶ日東小学校 校内いじめ対策委員会  
校長（委員長）、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター兼生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭  
（必要に応じて）発達支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

毎月1回定期的に開催、事案が発生した場合は、随時開催
  - いじめの防止等における教職員の役割
    - いじめ対策コーディネーターの設置と役割
      - 会議などの企画・運営
      - 情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携の窓口、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進、研修の企画・運営する役割
    - 教職員の役割
      - 「浜松市立三ヶ日東小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう役割を明記

令和8年度 学校職員

三ヶ日東小学校

番号	氏名	担 任 等	担当地区	備 考 ◎責任者
1	中村 圭介	校 長		顧問
2	平田 香織	教 頭		書記
3	高畠 博	教務主任	駒場	書記
4	土屋 妙子	1-1	野地	環境美化 ◎
5	贅 栄里	2-1	南平	広報文化 ◎
6	齊木 倭	2-1	南平	環境美化
7	吉見 大輝	3-1 (中瀬小学校より)	北平	環境美化
8	加藤 奈美江	4-1 (引佐北部小学校より)	大崎	健全育成 ◎
9	野中 祐輔	5-1	西平・東急	環境美化
10	小野 千春	6-1	佐久米・新田	健全育成
11	金子 真弓	2組	大谷	広報文化 ◎
12	石田 まゆみ	養護教諭 (引佐北部小学校より)		広報文化
13	菊川 正人	事務		
14	岡野 久美子	給食員 (尾奈小学校より)		
15	佐藤 香奈	給食員		
16	清水 唯史	小規模小学校支援員		
17	曾我 浩子	学習支援員		
18	鈴木 博江	発達支援教室支援員 (新規)		
19	江川 明子	図書館補助員		
20	山田 雅美	校務アシスタント・CSディレクター		
21	清水 祐希	理科支援員		
22	Anthony Perpuse	A L T (新規)		
23	森 夏穂	スクールカウンセラー		
24	酒見 小寿恵	月額学校給食員		
25	伊藤 綾子	給食業務非常勤職員		
26	清水 美穂	給食業務非常勤職員		
27	堤 弘子	用務員		
28	内山 幸枝	用務員		
29	森 賀子	用務員		
30	名倉 正明	用務員		
31	小出 友勝	用務員		
32	松岡 祐二	用務員		

令和7年度 第38回三ヶ日東小学校運営協議会資料

1 令和8年度の学校運営協議会の目的、組織、取組

【目的】

- ◎学校運営に関すること
- ◎学校運営に必要な支援に関すること
- ◎児童の健全育成に関すること

【組織】

令和8年度学校運営協議会委員（8名）

- 会 長（1名）※会長は委員の中から互選で決める
- 副会長（1名）※会長が指名する
- 学校支援コーディネーター（3名） ※委員を兼ねる
- 委 員（3名）

※令和8年度 PTA 会長、副会長（女性）、令和7年度 PTA 会長を含む

- 学校関係者 校長 教頭 校内CS担当 CSディレクター

【主な取り組み】

- ◆学校の運営方針に基づいた学習支援・学校サポーター活用の工夫と記録保管  
（例）地域版人材バンクの活用
- ◆協議会として、学校運営が円滑にできるようにPTA、地域、関係機関との連携を深め、登下校時の安心・安全を確保する取り組み、教育環境等整備の推進  
（例）見守りステッカー活用の推進  
浜松市子供安全ネットワーク推進事業への参加
- ◆協議会として、必要な会合には積極的に参加し連携を深める  
（例）交通安全を語る会、後援会、その他学校行事に参加
- ◆その他

【追記】学校から参加をお願いしたい会合(可能な方で)

- 交通安全リーダーと語る会 (5/21(木)13:30～)
- 学校保健委員会 (12/1(火)13:30～)

【確認事項】

- 運営協議会 進行 ※学校支援コーディネーターが順番で実施
- 運営協議会議長 ※委員の順番制で実施（但し会長は除く）
- 学校運営協議会連絡・相談窓口は教頭とする
- 会の内容によってはオブザーバーとして関係者に参加を依頼する

○各運営協議会の前には事前打ち合わせ会を持ち、会のスムーズな進行に努める

※出席者 会長、議長、校長、教頭

## 2 令和8年度学校運営協議会開催予定と主な議題

### ◆第39回 4月

- ・運営協議会会長・議長の選出及び副会長の指名について
- ・運営協議会の目的、組織、主な取り組み等
- ・学校経営方針について

### ◆第40回 6月

- ・キラキラダンスコンテスト審査
- ・学校サポーター・学習支援に関すること
- ・教科、生活、総合、行事、児童の様子等に関すること

### ◆第41回 10月

- ・授業参観（いらした方から20分程度）
  - ・学校サポーター・学習支援に関すること
  - ・教科、生活、総合、行事、児童の様子等に関すること
  - ・学校評価アンケート項目について
  - ・令和7年度 学校運営協議会の自己評価について
- ★学校教職員との協議(学校評価・テーマを設定して)

### ◆第42回 2月

- ・学校評価について
- ・令和8年度 学校運営協議会の自己評価集約  
※学校運営協議会の成果・課題・反省等
- ・令和9年度 学校運営基本方針（案）に関すること
- ・令和9年度 学校運営協議会の目的、組織、主な取り組み、年間計画等（案）  
※来年度運営協議会委員について

## 3 その他



番号	活動内容	対象学年	時期	特記事項
1	読み聞かせ	全校	通年	朝8:00~8:15水曜日に設定
2	登校見守り	学校	通年	朝7時~7時半頃各地区交差点等で
3	図書室整備	学校	通年	本の補修
4	生活科：大崎幼稚園との交流	1年	6月2日(火)	活動支援
5	生活科：大崎神社秋探し	1年	11月9日(月)	活動支援
6	生活科：大崎探検	2年	11月30日(月)	活動支援
7	生活科：町探検	2年	10月	一緒に歩く等、引率補助
8	体育科：水遊び	1・2年	6・7月	三ヶ日西小のプールサイドでの安全管理、見学児童のサポート、水に入っただけの水泳指導
9	体育科：完走大会	全校	12月9日(水)	活動の見守り
10	社会科：スーパーマーケット見学	3年	9月16日(水)	児童が2班に分かれた時の見守り
11	算数科：そろばん	3年 4年	2月~3月 11月~12月	指導補助 声掛け支援
12	算数科	5年	年間	学習支援
13	書写：書き初め練習	3~6年	12月中旬	実演、指導、作品乾燥の補助、片付け
14	家庭科：小物づくり	5年	6月	手縫い補助
15	家庭科：ミシンでの製作	5・6年	9月~10月	ミシン縫いの補助
16	クラブ活動 グランドゴルフ 料理 将棋・囲碁 手芸 百人一首 イラスト パソコン(ICT) ダンス 歴史探検 海洋活動(サップ・カヤック) テニス(テニピン) 生け花 その他指導できそうなこと	4~6年	準備 6月29日(月) 5校時 第1回 9月24日(木) 5・6校時 第2回 10月22日(木) 5・6校時	サポーターが中心となって、児童への指導をしていただきます。  ※活動場所が学校以外の場合は、移動方法をお考え下さい。 ※できるだけ費用がかからない方法をお考え下さい。 ※指導できる内容をコメント欄に記入してください。

(様式1)

令和 8年 4月22日

浜松市立三ヶ日東小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 大井 宏文 様

浜松市立三ヶ日東小学校運営協議会  
会長 石原 正仁

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年4月22日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

① 地域の特徴やよさに気づき、誇りをもてるように、地域の人やもの、ことを活用した教育活動を進めるべきである。

⇒ 総合的な学習の時間、生活科等に、三ヶ日町の自然や産業に詳しい地域の方を招き、話を聞いたり、実際にそのスキルを見せていただいたりして調査活動を進め、学んだことを発表する場を設定する。

⇒ 校内に生け花を飾ったり、ボランティアの方から生け方を教わることで、日本の文化に触れる機会を設定する。

② 性を自然に受け止め、性に対する正しい判断力と心身ともに健康な生活を営む態度を身に着けさせるために、専門的な知識をもった講師の話を聞いて、自分を見つめなおす時間を設定すべきである。

⇒ 地域の助産師を招き、1年生と6年生を対象に、発達段階に応じた講座を設定する。



令和8年4月22日

学校運営協議会委員 各位

学校運営協議会長 石原 正仁

令和8年度 第40回 三ヶ日東小学校運営協議会 開催について

このことについて、下記のとおり開催します。つきましては、関係各位には御出席をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和8年6月13日(土) 13:00~15:30
- 2 会 場 浜松市立三ヶ日東小学校 体育館・会議室
- 3 内 容 (1)キラキラダンスコンテスト 参観・審査(13:00~14:40)  
(2)会長挨拶  
(3)熟議
  - ①児童の様子に関すること(教務、教頭)
  - ②学校サポーター・学習支援に関すること(学校支援CD)
  - ③その他(会長)

4 その他

- 御欠席の場合は、6月13日(金)までに教頭平田に御連絡ください。
- キラキラダンスコンテストは、体育館で行います。玄関から入り、体育館へお越しください。審査員席にて、のダンスの審査を行っていただく予定です。御都合のつく方は、午前中のダンス制作の様子もぜひ御参観ください。(キラキラダンスコンテストの詳細は、後日お知らせいたします。)
- コンテスト終了後、会議室に移動し、(2)(3)を行う予定です。
- その他、本件に関して御不明な点は、以下担当へ御連絡ください。

担当(連絡先)

CS担当 高島 博

CSディレクター 山田 雅美

TEL 526-7034

mikkabihigashi@city.hamamatsu-szo.ed.jp